

【 入院基本料に関する事項 】

■ 精神病棟入院基本料 ■

西2病棟、東3病棟、西3病棟、東4病棟、西4病棟、南4病棟及び西5病棟では

日勤・夜勤を合わせて

入院患者様15人に対して1名以上の看護職員、及び

入院患者様30名に対して1名以上の看護補助者を配置しております。

なお、病棟ごとの配置人数は各病棟に掲示しております。

■ 認知症治療病棟入院料1 ■

東1病棟、西1病棟及び東2病棟では

日勤・夜勤を合わせて

入院患者様20人に対して1名以上の看護職員、及び

入院患者様25名に対して1名以上の看護補助者を配置しております。

なお、病棟ごとの配置人数は各病棟に掲示しております。

【 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について 】

当院では入院の際に医師を始めとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

【 明細書の発行状況に関する事項 】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、

ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【 医療情報取得加算 】

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有し、受診される患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

その為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

【 後発医薬品使用体制加算 】

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用を積極的に取り組んでおり、後発医薬品の割合は、85%以上となっております。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、十分協議したうえで有効かつ安全な製品を採用しております。

また、医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直しを図るなど、患者様に不利益がないように対応致します。

なお、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性がある場合は、対象の患者様に十分な説明をさせていただきます。

後発医薬品への変更について、ご理解とご協力をお願い致します。

【 一般名処方加算 】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一部の医薬品について製造販売業者の業務停止命令等の影響で後発医薬品の供給停止や出荷調整が頻発し、安定供給が難しい状況となっております。

つきましては、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

この一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

【 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項 】

令和6年10月より、後発医薬品がある長期収載品を、患者さん自身が希望する場合、

「選定療養費」として保険割合での自己負担分に加えて、

後発医薬品との差額分の自己負担金 が発生する制度が開始となりました。

【 敷地内禁煙について 】

当院では病院建物内及び敷地内は全面禁煙を実施しておりますのでご協力をお願いします。

